

食花第 1087 号  
令和 5 年 8 月 31 日

神 奈 川 県 知 事  
神奈川県内水面漁場管理委員会長  
静 岡 県 知 事  
静岡県内水面漁場管理委員会長  
殿

山梨県知事  
(公印省略)

山梨県内水面漁場計画の策定について (通知)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 67 条の規定により、別添のとおり「山梨県内水面漁場計画」を策定しましたので御案内申し上げます。

また、本県では、オオクチバス漁業権免許は好ましくないとの考えを基本方針とし、別添のとおり「オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップ」を作成し、取り組みを実施していくこととしておりますので、併せて御案内いたします。

HP <https://www.pref.yamanashi.jp/kakinousui/gyojyoukeikaku.html>



## 漁 場 計 画

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、共同漁業の免許の内容となるべき事項等を次のように定める。

- 一 漁業権の公示番号、免許の内容となるべき事項及び関係地区  
別表のとおり
- 二 免許予定日  
令和六年一月一日
- 三 免許申請期間  
令和五年九月十九日から同年十月三十日まで
- 四 存続期間  
令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで
- 五 制限又は条件  
なし

内共 第十 八号	第五 種共 同漁 業	あゆ漁業、やまめ 漁業、にじます漁 業、いわな漁業、 うなぎ漁業及び うぐい漁業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	南都留郡道 志村及び神 奈川県相模 原市緑区の 各地先	基点一号（山梨県と神奈川県との境界と道志川左岸との交点（最下流の地点））と基点二号（基点一号から百三十四度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線と基点三号（山梨県と神奈川県との境界と道志川右岸との交点（最上流の地点））と基点四号（基点三号から二百九十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線との間の道志川の本流	南都留郡道 志村及び神 奈川県相模 原市緑区
----------------	---------------------	--	-----------------------------	---	---	---------------------------------